

# 運輸安全マネジメントの取り組みについて

ニセコバスは安全最優先を基本理念として、「より安全・安心なバス」を目指してPDCAサイクルを活用し輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
4. 輸送安全管理規程（別紙1）
5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
9. 安全統括管理者に関わる情報

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全に関する基本的な方針として「安全方針」を定め、全営業所に下記の内容を掲示し、全社員が一丸となって安全輸送の向上に取り組んでおります。

また、平成27年4月1日をもって、【安全方針】に人命尊重の文言を新たに加えるとともに、文章表現を中心に全体的な内容の見直しも図り、お客様や地域の皆様の人命を守り抜くという姿勢をより一層明確にしました。

### 【安全方針】

ニセコバス株式会社

## 人命尊重・安全最優先

### “より安全・安心なバスを目指して”

1. 私たちは、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上を図ります。
2. 私たちは、関係法令・規則を遵守します。
3. 私たちは、人命を尊重し、人身事故の絶滅を図るため、次の2項目を最重点の取り組みとして、安全運転に努めます。
  - ①お客様への声掛け等を徹底して、車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らします。
  - ②右左折時は、一旦停止での安全確認を徹底して、車外人身事故を無くします。

平成27年 4月 1日

代表取締役社長 高林 永次

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成27年度 輸送の安全に関する目標

### 『総合安全プラン2009』に基づく目標

1. 交通事故死者数ゼロ（有責事故死者数ゼロを継続）
2. 平成30年度までに有責人身事故を半減
3. 飲酒運転ゼロ
4. 危険ドラッグ等 薬物乱用による運行絶無

### 平成27年度 事故防止重点目標

1. 人身事故 有責事故件数 ゼロを継続  
非責事故件数 ゼロを継続
2. 有責事故 事故件数 前年目標比28%減少
3. 踏切事故ゼロを継続

### 最重点取組み実施項目

- ①. 車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす
- ②. 交差点右左折時の車外人身事故を無くす

平成26年度輸送の安全に関する目標の達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 人身事故 有責事故件数 前年比100%減少 非責事故件数 ゼロを継続	有責人身事故件数及び非責人身事故件数ともに目標を達成しました。
2. 有責事故 事故件数 前年比20%減少	目標を達成しました。
3. 踏切事故ゼロを継続	ゼロを継続しており目標を達成しました。

## 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

項 目	件 数
1. 第2条第1項（転覆・転落・火災・踏切）	0件
2. 第2条第2項（10台以上の衝突・接触）	0件
3. 第2条第3項（死者・重傷者）	0件
4. 第2条第4項（十人以上の負傷者）	0件
5. 第2条第7項（操縦装置・扉の開閉不適切）	0件
6. 第2条第9項（疾病による運行中止）	0件
7. 第2条第11項（車両故障）	5件
8. 第2条第15項（特別な報告）	0件
※第2条第5～6項、8項、10項、12～14項	0件

## 4. 輸送安全管理規程

別紙のとおり定めています。 **別紙 (1)**

## 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

### 輸送の安全のために講じた主な措置（平成26年度）

#### (1) 安全最優先、法令遵守の徹底

毎年年2回、全社員が参加する集合指導教育において、安全統括管理者より安全最優先の意識を高めるとともに、安全方針を毎日乗務前点呼で復唱する等、輸送の安全性の向上を図っております。

#### (2) 安全教育・安全設備の充実

ドライブレコーダーの導入により詳細な映像データを収集して、事故防止教育の充実に役立てております。また、平成25年9月より、遠隔地における点呼執行時のアルコール検査の際にiPadを利用したネット通話を併用し、画面により乗務員本人が検査を行っていることが確認できる状態で実施しております。

#### (3) 情報の共有

事故情報のみではなく、事件情報や車両故障情報、苦情等についても各営業所に配布して情報の共有を図ることにより、安全意識の高揚を図りました。

#### (4) 添乗指導・街頭指導

管理者が毎月バスに乗車して安全運転指導を実施しているとともに、交差点や一時停止箇所等の街頭に立ち安全運転と法令遵守が適切に実施されているかどうかを確認しました。

#### (5) 健康管理の充実

年2回、定期健康診断を実施しているとともに、有所見者は速やかに再検査を実施し、結果に基づく指導を徹底しました。また、睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査を実施致しました。

#### (6) 運転適性診断による指導体制の強化

運転適性診断の受診を3年に1回から2年に1回に変更し、これまで以上にこまめですべての乗務員が受診し、充実した指導体制の強化に努めました。

## 輸送の安全のために講じようとする主な措置（平成27年度予定）

平成26年度の取組みを継続して実施するとともに、以下の取組みを予定しております。

### (1) 安全最優先、法令遵守の徹底

安全方針や事故防止目標等を全社員に対し、アンケート調査等を実施することにより浸透状況を把握するとともに、法令遵守を徹底して輸送の安全性の向上を図ります。

### (2) 最重点取組み実施2項目の再徹底

人命を輸送している企業としてのあるべき姿をより一層明確にするため、平成27年4月1日をもって、【安全方針】に「人命尊重」の文言を新たに加えました。人身事故根絶のため、平成25年度から取り組んでいる

①車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす

②交差点右左折時の車外人身事故を無くす

の最重点取組み実施2項目については、お客様や地域の皆様の人命を守り抜くという固い決意を全社員が一丸となって共有し、引き続き取組みを強化して参ります。

### (3) 安全教育・安全設備の充実

現在導入しているドライブレコーダーの搭載比率を高め、事故防止及びサービス向上等の教育の充実に役立てます。

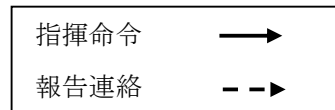
### (4) 教育・研修の充実

災害や事故発生等を想定した訓練を実施するとともに、乗務員には具体的な実地研修を多く実施することにより、効果的に安全意識の向上を図ります。

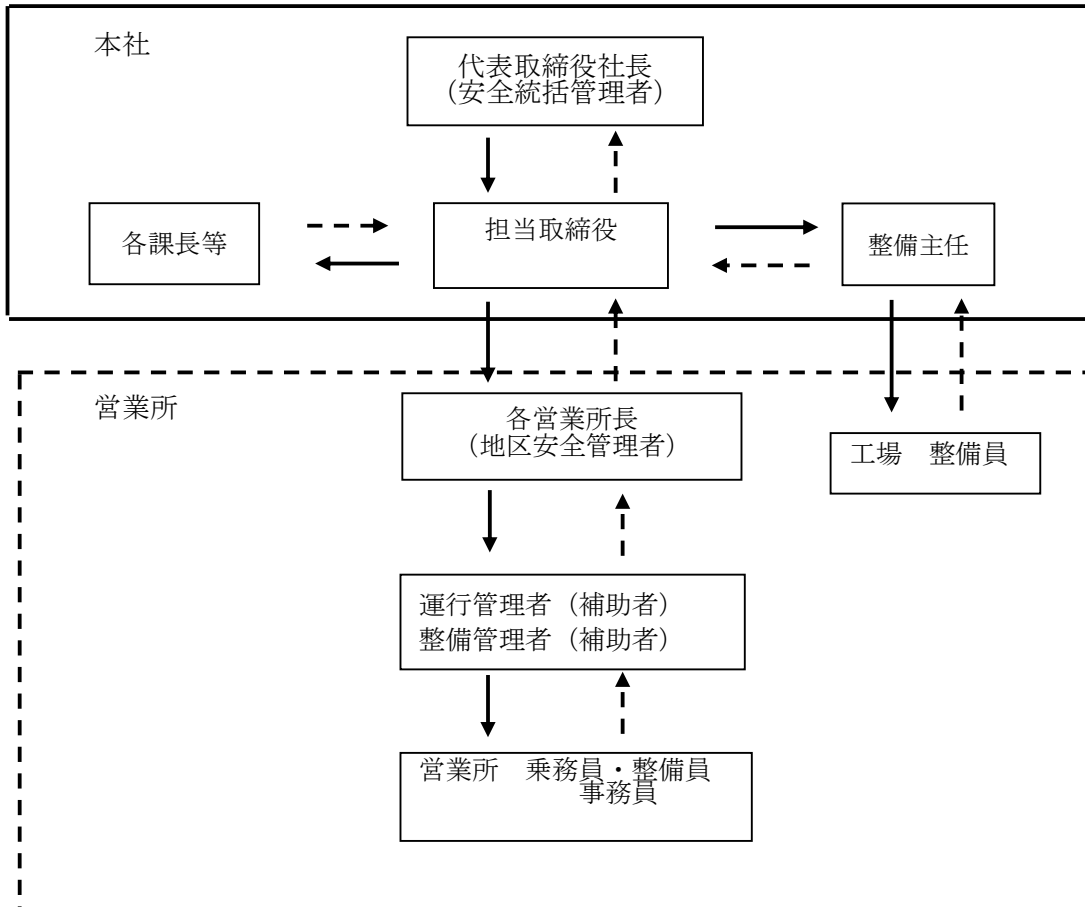
### (5) 情報の共有

ヒヤリハットや事故情報、車両故障情報等を継続的に各営業所に配布して共有することにより、安全意識の高揚を図ります。

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



安全管理体制組織図



※安全統括管理者が病気等不在の場合は、担当取締役が代行を行う。

## 6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

月	事故防止等取組状況	主な教育実施状況	外部運動講習実施状況
4	春の事故防止・サービス向上強化運動（4/6～25）	本社集合指導教育（4/7～9） 乗務員危険予測訓練 管理者研修	春の全国交通安全運動（4/6～15） 営業担当者会議（バス協会）
5	中央バスグループ輸送安全事務局会議① 中央バスグループ輸送安全管理委員会①	高齢者疑似体験訓練 管理者研修 乗務員危険予測訓練	
6		箇所長研修 乗務員危険予測訓練 管理者研修	シートベルト着用強化月間 運輸安全マネジメントセミナー（6/24～25）
7	バス車内事故防止キャンペーン 社内内部監査	箇所長研修 乗務員危険予測訓練 管理者研修	夏の交通安全運動（7/11～20） 運行管理者一般講習
8		模擬交差点事故防止訓練 乗務員危険予測訓練 管理者研修	
9	交差点事故防止強化月間 輸送安全管理委員会①	箇所長研修 乗務員危険予測訓練 管理者研修	秋の全国交通安全運動（9/21～30） 飲酒運転防止週間（9/21～30） 運輸安全マネジメントセミナー（9/30）
10		運行管理者・事務員研修 乗務員危険予測訓練 管理者研修	整備管理者選任前教習
11	北海道中央バス内部監査	営業所集合指導教育 乗務員危険予測訓練 管理者研修	初冬期事故防止旬間（11/1～10） 冬の交通安全運動（11/11～21） 安全輸送会議（道バス協） 運行管理者一般講習
12	冬の事故防止・サービス向上強化運動（12/10～1/10） 安全統括管理者職場巡回 中央バスグループ輸送安全管理委員会② 中央バスグループ輸送安全事務局会議②	本社集合指導教育（12/10～12） 乗務員危険予測訓練 管理者研修	年末年始安全総点検（12/10～1/10）
1		乗務員危険予測訓練 管理者研修	整備管理者選任後研修
2	北海道中央バス内部監査 中央バスグループ輸送安全事務局会議③	箇所長研修 乗務員危険予測訓練 管理者研修	運行管理者一般講習 運輸安全マネジメントセミナー（2/12） 貸切バス実務者研修会（バス協）
3	輸送安全管理委員会② 安全輸送推進会議 中央バスグループ輸送安全管理委員会③	全社員研修（乗務員除く） 事故惹起者研修 乗務員危険予測訓練 管理者研修	

## 7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

### 社内監査

平成27年2月に北海道中央バス内部監査室による内部監査、平成26年7月に社内の業務監査を実施いたしました。監査内容については、「安全最優先」の安全方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施・維持され機能しているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規程などのルールが遵守され徹底が図られているかについて確認しました。その結果、安全管理体制の有効性及び適合性において概ね適正であることを把握しました。

## 9. 安全統括管理者に係る情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

たかばやし えいじ  
代表取締役社長 高林 永次